

女性活躍推進

1. 法律の概要と改正点

2022年9月

ドリームサポート社会保険労務士法人

安中 繁

1. なぜ今女性活躍推進なのか

我が国と、地球環境が置かれている状況

従来

消費至上主義

将来

持続可能主義

従来

入国規制

将来

グローバル化

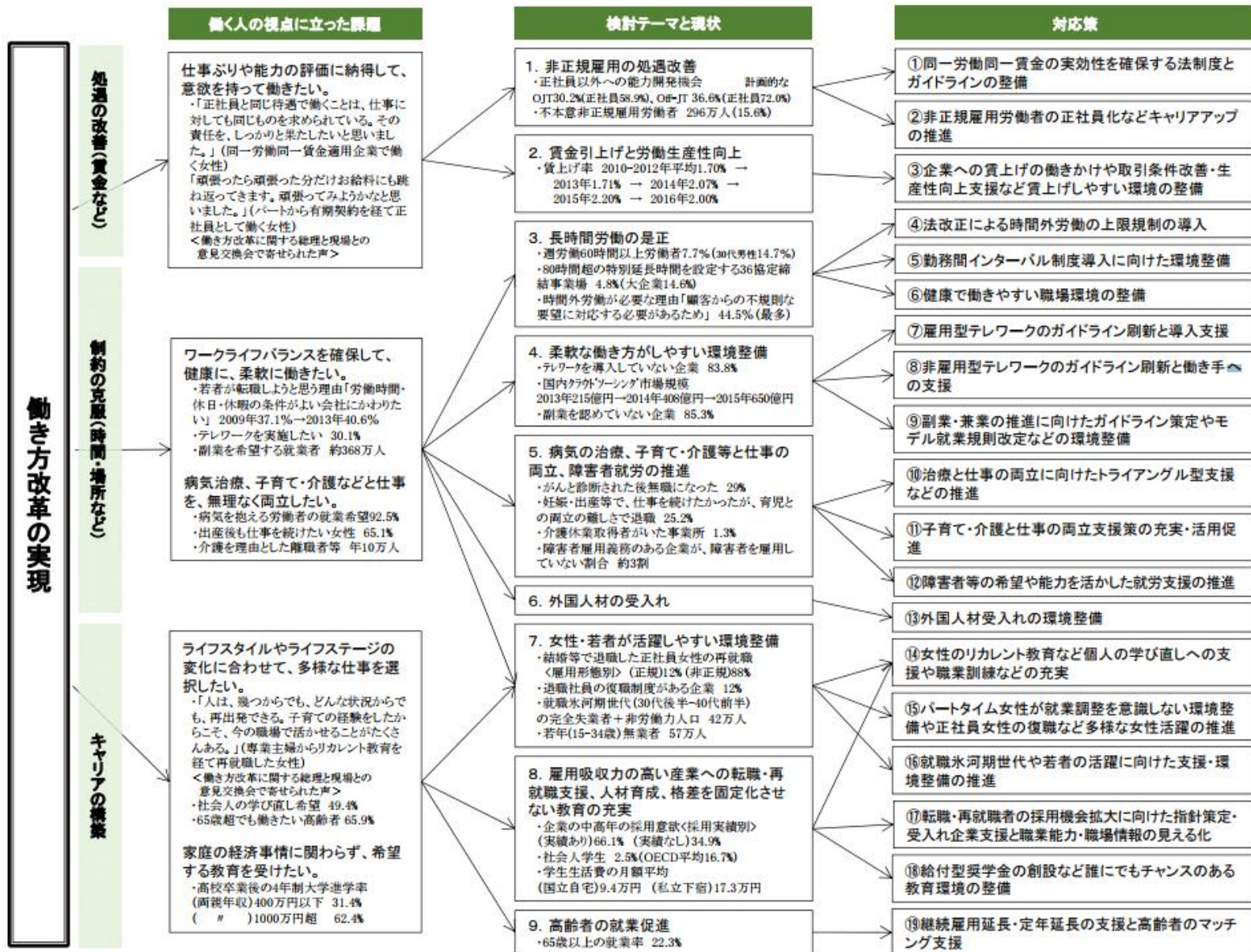
従来

高齢化

将来

超高齢社会

働き方改革実行計画ロードマップ



「女性活躍・男女共同参画の重点方針2022」

I 女性の経済的自立

男女間賃金格差への対応

地域におけるジェンダーギャップの解消

ひとり親支援 など

II 女性が尊厳と誇りをもって生きられる社会

アダルトビデオ出演被害対策等

性犯罪・性暴力対策

女性の健康 など

III 男性の家庭・地域社会における活躍

男性の育児休業取得の推進及び働き方の改革

男性の育児参画を阻む壁の解消

男性の孤独・孤立対策

IV 女性の登用目標達成

女性活躍推進法は法改正ラッシュ

1 一般事業主行動計画の策定義務の対象拡大 2022年4月～

一般事業主行動計画の策定は、常時雇用する労働者が301人以上の企業に義務づけられています。2022年4月1日から、101人以上300人以下の企業にも策定・届出と情報公表が義務化されました。

2. 「えるぼし」認定・「プラチナえるぼし」認定

「えるぼし」 認定	一般事業主行動計画の策定・届出を行った企業のうち、女性の活躍推進に関する取組の実施状況が優良である等の一定の要件を満たした場合に認定します。
「プラチナえるぼし」 認定	えるぼし認定企業のうち、一般事業主行動計画の目標達成や女性の活躍推進に関する取組の実施状況が特に優良である等の一定の要件を満たした場合に認定します。



3. 男女間賃金格差に係る情報の開示 ※2022年7月施行

常時雇用する労働者が301人以上の企業には、全労働者 / 正規雇用労働者 / 非正規雇用労働者別に、男女の賃金の差異の情報公表が義務付けられる。

ドリームサポート社会保険労務士法人

Mail: info@dream-support.or.jp / Web: 「**ドリサポ**」で検索

国分寺オフィス

〒185-0021 東京都国分寺市南町3-15-6小林ビル5F
Tel.042-300-0323 Fax.042-300-0324

YouTubeチャンネル「ドリームサポート社会保険労務士法人」



チャンネル登録お願いします！



ドリームサポート社会保険労務士法人では、
コミュニケーション不足、過重な労働量・労働時間など
職場の課題をまとめて解決する

「**週4正社員®制度**」を推進しています！